

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法第27条の35及び放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

平成28年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、委員会設置以降これまでの紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 紛争処理件数

平成28年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は2件であった。このうち1件は、あっせん委員による意見聴取及び調整を経て、あっせん案の受諾及び両当事者の合意が成立したことにより解決した。残る1件は、相手方からあっせんを受諾しない旨の通知を受けたため、あっせんをしないものとした。

なお、仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成28年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
2	2	0
	(解決 1)	
	(合意に至らず取下げ 0)	
	(あっせん打切り 0)	
	(あっせん不実行 1)	

仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

2 審議・答申

平成28年度中、総務大臣からの接続協議再開命令の申立てに係る諮問1件について審議を行い、総務大臣への答申を行った。

事案	諮問	答申
諮問第10号	平成28年12月8日	平成29年1月27日

3 勧告

平成28年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者等相談窓口における相談

平成28年度は、事業者等相談窓口において、22件の相談及び問合せを受けた(平成27年度は36件)。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 卸電気通信役務の提供	11件
② 接続の諾否	1件
③ 土地等の利用	3件
④ その他電気通信に係る契約	3件
⑤ 地上基幹放送の再放送に関する同意	1件
⑥ その他	3件
計	22件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

相談対応結果	件数
① あっせん等の申請があった	2件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	0件

③ 事業者間協議を継続することとなった	10件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
⑤ 手続に関する説明を行った	0件
⑥ その他	10件
計	22件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

第2章 あっせん終了案件の概要

平成28年度に終了処理となったあっせん事案の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

1 平成28年4月25日申請（平成28年（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等）

（1）経過

平成28年	
4月25日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
26日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
5月23日	あっせん委員（小野委員、大橋特別委員及び近藤特別委員）の指名。
24日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
6月10日	両当事者から意見の聴取（第1回目）。
9月15日	両当事者から意見の聴取（第2回目）。 あっせん委員から、あっせん案（新たな卸契約の締結）の提示。(⇒(4))
16日	A社が、あっせん案（9月15日提示）の受諾。
23日	B社が、あっせん案（9月15日提示）の受諾。
11月18日	あっせん委員から、A社に対し、あっせん委員の見解等を書面により伝達。
12月28日	A社から、委員会に対し、残る事項（現行契約手数料の差額の補填）についても合意が成立した旨の報告。(⇒(5)) あっせん終了。

（2）申請における主な主張

A社はB社と業務委託や販売促進に係る契約を締結し、B社が提供するサービスの販売協力を行ってきた。A社は契約等に基づく「委託料」のほか、タリフにより定める「業務委託手数料」を得ており、その実質的な手数料率

はサービスを利用するエンドユーザー毎に定められていた。

平成27年1月、B社が提供するサービスの値上げを実施した際に、B社からA社に対し、業務委託手数料の手数料率を全て同率に減額するとの通告があり、A社が協議を求めたにもかかわらず、手数料切り下げの契約条件の変更についての交渉は一切なかった。

その後、契約条件の変更についての交渉が行えない状況が続く中で、B社から、従来の「委託方式」とは別に「再販方式」への契約変更の説明があった。卸・再販売契約の詳細は不明であったが、A社としては「委託方式」よりは「再販方式」の方が効率的と判断し、平成28年1月にB社にその旨を通知した。しかし、提案期日であった平成28年3月1日を過ぎても契約条件の詳細等が示されず、実質的な協議が進展しない状況となり、以下の事項を柱としてあっせんを申請する。

1. 新たな卸契約の締結
2. 現行契約手数料の差額の補填

(3) B社からの答弁書における主な主張

B社はA社と契約見直しの交渉をしており、平成27年3月にA社とは「回収代行契約」として契約を整理すると合意があった。

B社からA社への提案の中で、契約内容相応の手数料率及び当面の手数料率について通知しているが、単なる手数料率の引下げではなく、A社の手数料額が減収となる変更ではない。

平成27年11月、A社から卸・再販売契約の提案について要請があったため、当該契約書(案)を送付している。このように、B社としては交渉は継続しており、一方的な通告や不対応で協議不調が継続していたというものではない。よって、卸・再販売契約は遠からず締結されていたと考えるが、本あっせんにより一層の早期締結に至るものと期待する。

(4) 第2回意見聴取及び提示したあっせん案の概要

A社のあっせんを求める事項である「新たな卸契約の締結」「現行契約手数料の差額の補填」を分けて解決することとし、「新たな卸契約の締結」の解決のために以下のあっせん案を提示した。なお、あっせん案を提示する際、あっせん案のうち顧客等に対する損害賠償責任に関する契約書の条項について言及する部分は、両当事者が現時点で受入れ可能と思われる内容としているものの、必ずしも通例の記載にはなっていないとも考えられるため、B社において別途検討をすることが望ましいということについても

言及した。

また、「現行契約手数料の差額の補填」については、和解金の支払いという形での解決を目指す方向とする旨、両当事者に確認した。

(あっせん案)

- 1 B社は、あっせん手続中の当事者間協議において合意した価格にて、A社に対し、卸電気通信役務の提供を行う。
- 2 (卸提供価格の変更を行う場合の通知期限等に関する内容。)
- 3 (高額利用案件が発生した場合の取扱いについて、個別協議の対象とする条件及び高額利用案件解決までの期限等に関する内容。)
- 4 A社及びB社は、上記2及び3の内容に即した覚書を締結する。
- 5 (卸・再販売契約書(案)の顧客等に対する損害賠償責任条項に関する内容。)

(5) 主な合意事項

A社とB社は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、和解金をB社がA社に支払うことに合意した。

2 平成28年12月2日申請(平成28年(争)第2号)(卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し)

(1) 経過

平成28年	
12月 2日	A社から、あっせんの申請(平成28年(争)第2号)。(⇒(2))
2日	委員会から、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「Nコム」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
14日	Nコムからあっせんに応じる考えはない旨の回答。(⇒(3))
15日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(2) 申請における主な主張

A社は、国内外の通信事業者から再販目的で電話サービスを仕入れ、プリペイドカードの形をとって国際電話サービスの提供を開始した。その後、N

コム等の電話サービスをコールセンター事業者など着信課金サービス等の需要家に再販する国内向けの事業も開始した。当該国内向け電話サービスの再販事業に当たって、A社は、Nコムとの間で特約書を締結していたところ、ISDN回線の再販に係る特約書については、A社に不利な内容となっていたため平成27年6月9日付けであっせん申請（平成27年（争）第2号）を行った結果、双方の話し合い等を通じ、同年11月に基本合意に至ったところである。その後詳細を決め、当事者間においてISDN回線に関する特約書を平成28年1月に締結した（今回あっせんを求める足回り回線がIP回線になっているサービスは含まれていなかった。）。

一方、足回り回線がIP回線となっているサービス（以下「IP電話サービス」という。）に関しては、平成27年3月にNコムと特約を締結（以下「IP特約書」という。）した。その後、Nコムからは、IP電話サービスは、これまでA社で利用してきたISDN回線の後継となるサービスであるとの説明があり、A社としては、順次ISDN回線をIP電話サービスに切り替えていくことが必要であるという認識をもった。回線の切換えには、時間と手間を要するので、折を見てA社からエンドユーザーにこのIP電話サービスを説明し、早期の切り替えを要請してきた。

そうした中で、平成28年9月頃、ISDN回線を利用する既存のエンドユーザー回線をIP電話サービスに切換えるための審査を申し込んだところ、IP電話サービスでは約款料金での提供しかできないという回答があった。IP電話サービスを申し込む場合は、事実上再販できない料金で提供するというのは再販事業者が果たしてきた役割を軽視している。

また、あるエンドユーザーのIP電話サービスに係る回線の追加を契機として、他のIP電話サービスのエンドユーザーの利用分も合わせて大幅な値上げを通知された。

本来、既存のエンドユーザーに適用される料金の値上げは、IP特約書によるべきものであるが、本件の値上げはこの条件に合致しない。

A社からNコムに対して積極的に協議を申し入れてきたが、料金見直しの具体的な料金見直しの提案はなく、むしろNコムからは、IP特約書に基づいて現在行っている秒課金という課金体系を見直すことの可能性やあっせん申請を行うことは当事者間の信頼関係に影響を与え、それが特約の解除事由になるといった通知があった。最終的に、NコムからIP特約書に基づき特約の解除の申入れがあったため、以下の内容（概要）にてあっせん申請をするに至った。

- ① I P 特約書が適用される通話料金を変更するときは、特約書中どの条項に該当するのか等を明示して協議を行うこと。また、原則契約の更改を行うこと。契約の更改に当たっては、料金単価を1秒ごとにすること等。
- ② I P 電話サービスの利用を希望する新規エンドユーザーの回線を追加するときは、その卸料金算定にあたっては、これまでに合意してきた I P 特約書の料金水準を基準にした料金で設定すること。
- ③ I S D N 回線利用者の回線を I P 電話サービスに切替える際は、 I S D N 回線の特約書の卸料金と同水準で卸料金を設定すること。

(3) あっせん不実行

Nコムに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、Nコムより「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

- 1 あっせん申請の主たる目的が、Nコムが特約条項に基づき正当に契約終了を申出たものに対し、A社が本制度を利用し、契約の継続を狙った行為であると考えられること。
- 2 あっせん申請のうちあっせんを求める事項の内容が、法令や契約に基づくNコムの正当な権利を、不当に侵害するものであると考えられること。
- 3 あっせん申請のうちあっせんの経緯の内容が、事実と反したものが散見されること。
- 4 これまでにA社との間に生じた数々の事案や状況等を踏まえると、NコムとA社との間で、ビジネスパートナーとしての信頼関係は構築し得ないと考えていること。

第3章 諮問に係る審議・答申の概要

平成28年9月29日申立て（基・電・料金サービス課平成28年9月29日第281号）（電気通信設備の接続に関する協議再開命令）

（1）経過

平成28年	
9月29日	日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から総務大臣に対し、協議再開命令の申立て。（⇒（2））
9月30日	総務大臣からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対し、意見書の提出の機会を付与。
10月14日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を提出。（⇒（3））
10月17日	総務大臣からソフトバンクに対し、意見書の再提出の機会を付与。
10月24日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再提出。
10月26日	総務大臣から日本通信に対し、意見書の提出の機会を付与。
11月 1日	日本通信から総務大臣に意見書を提出。
11月 2日	総務大臣からソフトバンクに対し、意見書の再々提出の機会を付与。
11月 9日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再々提出。
11月24日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再々々提出。
11月30日	ソフトバンクから聴聞。
12月 8日	総務大臣から委員会に諮問。（⇒（4））
12月15日	委員会から日本通信及びソフトバンク並びに総務大臣に対し、書面による意見の聴取等の依頼。
12月21日	総務大臣から委員会に書面による補足説明。
12月22日	日本通信及びソフトバンクから委員会に意見書を提出。
平成29年	
1月27日	委員会から総務大臣に答申。（⇒（5））
1月31日	日本通信から総務大臣に対し、ソフトバンクとの接続協定が合意に至ったとして、協議再開命令の申立ての取下げ。
2月 1日	総務省総合通信基盤局から、日本通信による申立ての取下げの受理及び協議再開命令を行わない旨報道発表。（⇒（6））

(2) 申請における主な主張

ア 申立ての内容

日本通信は、ソフトバンクに対し、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続を申し入れたが、協議が不調なため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不調の理由

日本通信は、平成27年8月7日にソフトバンクに対し接続を申し入れ、数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないと拒否された。

(3) ソフトバンクの主な主張

日本通信からの、電気通信事業法第35条第1項の規定に基づく申立ては、以下の理由により、直ちに却下されるべきである。

ア ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない。

イ SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない。

電気通信事業法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類については同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した電気通信事業法第35条第1項に基づく、協議の開始又は再開事由に該当しない。

(4) 諮問

平成28年12月8日諮問第10号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第1項の規定に基づき、日本通信株式会社からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続は同項に規定する協議再開の命令の要件に該当すると認められることから、ソフトバンクに対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

（5）答申

平成29年1月27日電委第4号

答 申 書

平成28年12月8日付け諮問第10号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

ソフトバンク株式会社に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることは相当である。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、平成28年12月8日、当委員会に対し、法第160条の規定に基づき、法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

1 日本通信からの申立て

日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）は、平成27年8月7日、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対し、ソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れた。日本通信が求めている接続は、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続である。

日本通信は、上記接続についてソフトバンクと数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないとの回答だったため、協議は不調と判断し、平成28年9月29日、総務大臣に対し、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

2 ソフトバンクの主張

ソフトバンクは、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであると主張している。その主な理由は以下のとおりである。

- (1) ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない
- (2) そもそもSIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない

すなわち、法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類については同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した法第35条第1項に基づく、協議の開始又は再開事由に該当しない。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、平成28年9月30日、同年10月17日、同年11月2日、同月24日にソフトバンクに対し意見書の提出の機会を付与し、

同年10月26日に日本通信に対し意見書の提出の機会を付与した。それらを踏まえ、総務大臣は同年11月30日にソフトバンクに対する聴聞手続を行った上で、同年12月8日に当委員会に対して諮問を行った。

諮問の概要は、ソフトバンクの電気通信回線設備と日本通信の電気通信設備との接続に関して、ソフトバンクと日本通信の協議は調わなかったと認められ、法第32条第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当し又は同条第3号の規定による電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条第1号若しくは第2号の理由があるとは認められないことから、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対して、接続に関する協定の締結の協議再開を命令することが適当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、平成28年12月8日、総務大臣からの諮問を受け、同月9日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受け、その後書面上において補足説明を求めた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びソフトバンクからも事情を聴取することが必要と判断し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成28年12月9日、同月14日、同月27日、平成29年1月13日及び同月27日と5回にわたり委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 日本通信がソフトバンクに対し、接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらずその協議が調わなかったことについて

日本通信は、ソフトバンクに対し、平成27年8月7日にソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れており、本件申立てはこの接続に関するものと認められる。

この接続において、日本通信は、SIMロック端末と日本通信の電気通信設備による通信を可能とするSIMカードの提供を求めている。ソフトバンクは、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」と主張しているが、総務省はソフトバンクに対する聴聞手続において、「法第32条などにおける接続は、電気通信設備と電気通信回線設備が電氣的に接続され、さらに通信が可能となることをいう」

との見解を示した上、SIMカードは、「一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備であると認められる」としている。法の立法目的を考えれば、法第32条にいう接続は、実際に通信が可能となることを求めるものであって、単に電氣的に接続するだけではなく実際に通信が可能とならなければ無意味であるから、総務省の示した「接続」に関する上記見解は相当である。そして、本件申立てにかかる通信が可能となるようにし、接続が成立するためには、上記SIMカードが電気通信設備又は電気通信回線設備であるかどうかにかかわらず、その提供が必須なものなのであるから、日本通信がソフトバンクに当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなすものと認められる。

また、日本通信の申立書やソフトバンクの意見書等によると、一部両者の認識が異なるものの、遅くとも日本通信は平成28年2月24日のソフトバンクとの協議において、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続を求め、さらに、同年3月1日にも重ねて同様の接続をソフトバンクに求めているが、ソフトバンクは同月23日から同年7月21日までにかけて、数次にわたってSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨回答している。したがって、ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」と主張しているが、日本通信が求めているSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じていないことは明らかであって、接続に関する協定の締結にまで至っていないといわざるを得ず、法第35条第1項における「他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合」に該当するものと認められる。

2 法第35条第1項の協議再開命令について

法第35条第1項は、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものと規定している。ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」との理由で、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであ

るとしているが、上記1で検討したとおり、ソフトバンクのこの主張には理由がない。

3 法第32条各号の該当性について

そこで、更に進んで法第32条各号所定の事由の存否について判断すると、同条は、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第2号）を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

これら各事由の存否を総務大臣による審査の結果及び両当事者の意見書等（なお、ソフトバンクは、総務大臣に提出した意見書や聴聞において、法第32条各号への該当性について具体的な説明を行っていない。）を踏まえ、それぞれ検討したところ、本件において、法第32条各号該当事由はいずれも認められない。その詳細は以下のとおりである。

(1) 法第32条第1号の該当性（電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき）

MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受ける形態は、他の電気通信事業者について既に実例があり、それによって電気通信役務の円滑な提供に支障が生じているとは認められず、また、今後それが生ずるような事態も想定されないから、日本通信からの申立てに係る本件接続によって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

(2) 法第32条第2号の該当性（本件接続がソフトバンクの利益を不当に害するおそれがあるとき）

本件接続により実現する電気通信事業者間の正当な競争によって

ソフトバンクの利益が減じる事態が想定されないとはいえないが、これはソフトバンクの利益を不当に害するものとはいえず、また、その他、同社の利益を不当に害するような事態が本件接続によって生ずるおそれがあるとは認められない。

- (3) 施行規則第23条第1号の該当性（日本通信がその電気通信回線設備の接続に関し負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること）

日本通信がその負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとする特段の理由は認められない。

- (4) 施行規則第23条第2号の該当性（電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること）

ソフトバンクは、平成28年5月18日の日本通信への説明において、L2向けMVNO用SIMカードをSIMロック端末で利用可能とするには、ソフトバンクの既存のサービスの管理・制御の方法を根本的に見直す必要があり、ネットワークの開発等に加えオペレーション等の業務面等の影響があるとしているが、総務大臣及び当委員会に提出した意見書等においては、本件接続のための電気通信回線設備の設置又は改修の困難性について検討しておらず、具体的に回答するものはないとしている。このように、総務大臣及び当委員会から数次にわたって意見を求めたにもかかわらず、ソフトバンクから何ら具体的な説明がない以上、本件接続について技術的又は経済的に著しく困難であるとの特段の事情を認めることはできず、施行規則第23条第2号にも該当しない。

- 4 法第155条第1項の規定による仲裁の申請がなされていないことについて

日本通信及びソフトバンクからは、本件接続の協定の締結に関して、当委員会に対する法第155条第1項による仲裁の申請はなされていない。

第3 結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議再開を命ずることは相当であると判断する。

(6) 報道発表（総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課）

平成29年2月1日報道資料（抜粋）

日本通信株式会社によるソフトバンク株式会社への電気通信設備の接続に関する協議再開命令申立ての取下げの受理

総務省は、平成29年1月31日、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）からの電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てについて、取下げを受理しました。

日本通信による、法第35条第1項に基づくソフトバンク株式会社「以下「ソフトバンク」という。」への電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立て（平成28年9月29日）について、平成29年1月31日、日本通信より、ソフトバンクとの接続協定の合意に至ったとして、当該申立ての取下げがありました。

これにより、法第35条第1項の協議再開命令の前提となる申立てが取り下げられたため、協議再開命令を行わないこととしました。

なお、本件については、総務省においてソフトバンクに協議再開を命ずるとして、手続きを進めており、平成29年1月27日、電気通信紛争処理委員会より、協議再開を命ずることは相当であるとの答申があったものです。